(様式2)

## 本宮市用

## 福島県借上げ住宅申込書 「令和元年台風第19号」

申込み番号 (福島県記入欄)

日

申出日 令和 年 月

以下により、借上げ住宅を申し込みます。

申出者			тшь	4 ጉጥµ	'	Л	Н		
ふりがな									
氏 名									
住 所 (避難前の住所)									
現在の居住地	現在の居住地につい ・避難所・ホテル					)			
(避難施設等)	※避難所名、ホテル旅館名を記載して下さい。 ※親戚宅等に居住している場合は、名前と住所等を記載して下さい。								
電話番号			【携帯電						
	<u>I</u>		※ 昼間に過	車絡がつく電言	舌番号を記	入してく	ださい		
借上げ住宅の状況	T								
住宅の名称等									
住宅の所在地									
住宅の間取り	( )·LD	K ·DK ·K	・ワン	レーム					
住宅の建設年月日		年	月	建設					
	家賃	月額	円	県負担 5人未満の世 5人以上(乳幼	帯:6万円上限 別児除く)の世	艮 :帯∶9万円	上限		
	共益費·管理費	月額	円	入居者負担 ※ただし、家賃の	と共益費、管理	理費及び馬	注車場		
	駐車場使用料	月額	円	費(1台分に限る額を超えない場 きる。	か、豕貝の <u>3</u> とすること	上限 <u>-</u> がで			
費用	礼金		円	県負担:(家賃	の1か月分	を限度)			
	退去修繕負担金		円	県負担:(家賃	の2か月分	)			
	仲介手数料		円	県負担:(家賃	の0. 55か	月分を上	限)		
	入居時鍵等交換費			県負担:(社会	通念上必要	きな金額を	限度		
※損害保険は県	治会費その他経費は <i>入</i> で一括加入します。 者の家財保険には加			では入民者名	ふ白にて加	<b>入し.</b> で下	さい		

## 貸主及び仲介業者の承諾

当該賃貸住宅について、福島県の借上げ住宅として提供することを承諾します。

貸	主	住	所			(FI)
貝	Ξ.	氏	名			(H)
/由人	業者	住	所			(m)
1471	未日	氏	名			

	仲介業者が 「属する団体名	□宅建 □その <sup>•</sup>			日全	不動産協会 )						
入原	入居予定者											
	氏名	性別	続柄	年齢	(高	齢者、障がい者、要	備 要介護等		<b>考</b> 記事項がある	れば訂	己入してくだ	さい。)
入居			本人									
する												
親族												
等												
【確	認事項】	該当する	項目に☑	を付けて	下さ	زر، <sub>。</sub>						
	①被災した住宅		口全		44							
		*				壊を含む)であ <sup>ん</sup> しての利用がで						木
		*				り住宅が被害を						
			示	等を受け	てい	道路等)が途網 るなど、長期(1						
				できない。								
			_			3が賃貸住宅等の 日違ありません		は	記入】			
			(賃貸物	件所有	者)	住所						
					-	氏名					F	
	②発災後、応急	1. 信息住5	さの埋世	を受けて	-1 \:	tal v						
		の提供を	を受けた	場合、今	後、	他の応急仮認	ī. Z		はい		いいえ	
	③自らの資力を		· ·						はい		いいえ	
				場合、住	宅の	D応急修理制度	变		はい		いいえ	
	│ を利用することはできせん。 │ ⑤災害救助法が適用された福島県内の市町村に、令和元年10月12日時点において在住していた											
									はい		いいえ	
	⑥申込者および				_			_	はい	_	いいえ	7
	⑦記載された個	5人情報(	こついて	、被災者	文	<b>援上他の行政</b> 権			提供するこ 同意する			
	⑧必要書類の流	忝付						_	157年7.0		可感のる	.0 -
□誓約書(様式3) □り災証明書(上記①の※2に該当する場合は不要)												
	□確認書(様式4	_							の確認書(	様式	<del>(</del> 4-1)	
	□切替契約に係	る同意書	(様式5) ———	ロチェッ	クリ	スト(様式6)	ロそ	のイ	也			
	この申込書に訂	記載の内容	容につい						_	_	_	
				<u>令</u>	·和	————年	<u> </u>		月	E	3	
				氏	名						印	

- (注1)「借上げ住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを福島県が借上げ、提供する住宅です。
- (注2)借上げ住宅に入居した場合、他の応急仮設住宅に入居はできません。
- (注3)この申出書に記入した内容が事実と相違していることが判明したときは契約を解除する場合がありまた、下記のような目的外利用については、契約の解除や損害賠償請求を行う場合があります。例:入居実態がない、週末利用や休暇期間中だけの居住、無断退去、その他契約条項に違反する(注4)様式4及び様式5は、該当する申出者のみ提出する。



ます。

行為。